神戸市認可外保育施設指導監督実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設(児童福祉法(以下「法」という。)第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。)第17条第1項の認可を受けていないものをいう。(法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む。)以下同じ。)について法第59条第1項に基づく調査及び同条第3項の措置を含む指導監督を行い、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱により指導監督の対象とする認可外保育施設は、前条に定める認可外保 育施設とする。

(対象の把握)

第3条 市長は、市内に所在する認可外保育施設の把握に努めるものとする。

(指導監督の基準)

第4条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設に入所している児童の福祉のため 必要と認められる範囲内で、別表1の認可外保育施設指導監督基準(厚生労働省通知平成13年3月29日雇児発第177号)(以下「指導監督基準」という。)により行うことを原則とする。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、市長が必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

(事前指導)

第5条 市長は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合又は設置 の情報を得た場合は、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、指導監督基準の 遵守を求めるものとする。

(開設の届け出)

- 第6条 法第59条の2の規定に基づき届け出が義務付けられている認可外保育施設の設置者は、事業開始日から1か月以内に、「認可外保育施設設置届」(様式第1号)(法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設(以下、居宅訪問型保育事業所という。)にあっては、様式第1号-2)により、市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届け出事項に変更を生じたとき又は当該施設を休止若しくは廃止したときは、 それぞれ「認可外保育施設事業内容等変更届」(様式第2号)、「認可外保育施設[休止・

廃止]届出書」(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。 (報告徴収)

- 第7条 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、少なくとも毎年1回、施設の運営状況等、必要な事項について、回答期限を付して、「運営状況について」(様式第4号)(居宅訪問型保育事業所にあっては、様式第4号-2)により、報告を求めるものとする。報告を求められた認可外保育施設の設置者又は管理者は、「運営状況報告書」(様式第5号)(居宅訪問型保育事業所にあっては、様式第5号-2)により、報告しなければならない。
- 2 市長は、あらかじめ認可外保育施設設置者又は管理者に命じて次の事項について、「事 故報告様式」(様式第6号)、「長期滞在児報告」(様式第7号)による報告を求めるもの とする。
- (1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等重大な事故が 発生した場合の事故の概要等
- (2) 当該施設に24時間かつ週のうち概ね5日間程度入所している児童がある場合の当該児童の氏名、住所及び家族の状況等
- 3 前二項に規定する場合のほか、市長は、必要があると認めたときは、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、随時必要な事項について、報告を求めることができる。 (調査の実施)
- 第8条 市長は、原則毎年1回定期に、その職員をして認可外保育施設に立入り、その設備若しくは運営について必要な調査又は質問(以下「立入調査」という。)を行うものとする。ただし、当該年度において立入調査を実施しない施設に対して、原則として、市長が委託した巡回支援指導員による巡回支援指導を行うものとする。

なお、居宅訪問型保育事業所については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を原則毎年 1 回行うものとする。 また、市長が必要と判断する場合に、施設若しくは施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、市長は、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときは、その職員をして随時、認可外保育施設及びその事務所に対する立入調査(特別立入調査)を行わせることができる。
- 3 立入調査の指導監督班は、原則係長級の職員を含む職員2名で編成し、その他必要に 応じて専門的知識を有する者を加えるものとする。
- 4 前三項の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。
- 5 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。
- 6 立入調査の結果は、別表2に定める基準に基づき、評価を行う。 なお、別表2に定める指示区分が口頭の事項であっても、前回の立入調査において、

口頭指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等、積極的な改善が見られないと判断されるものについては、文書指摘とする。

(改善指導)

第9条 立入調査の結果、指導監督基準に適合せず、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対しては、概ね1か月以内の報告期限を付して「立入調査の結果について」(様式第8号)による改善指導を行い、当該施設から改善の状況及び計画の提出を求める。

(改善勧告)

- 第10条 市長は、指導監督基準に適合せず、改善指導を行ったにもかかわらず改善されず、 又は改善の見込みがないと認められる場合は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対 し、相当の猶予期間を付して、必要な改善を勧告することができる。ただし、建物の構 造等から改善が不可能と認められる施設については、相当の猶予期間を付して、移転を 勧告することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、保育内容、保育環境が著しく不適正又は利用児童の安全性 に著しく問題があると認められる場合は、改善指導を行わずに改善勧告を行うことがで きる。
- 3 前二項の規定による改善勧告は、「改善勧告」(様式第9号)により通知するものとし、 施設名の公表、事業停止又は施設閉鎖命令の対象となることを明記のうえ、概ね1か月 以内の回答期限を付して、当該施設から文書で報告を求める。
- 4 前項の規定により、改善勧告を受けた設置者又は管理者から改善勧告に対する報告が あった場合は、施設に対して特別立入調査を行うものとする。また、回答期限が経過し ても報告がない場合についても、特別立入調査を行うものとする。
- 5 改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について施設利用者に対して周知するとともに公表を行う。
- 6 前項の公表等に当たっては、当該施設の設置者又は管理者に対し事前に「公表に係る 弁明の機会の付与について」(様式第 10 号)により、弁明の機会を付与しなければなら ない。

(事業の停止又は施設の閉鎖命令)

- 第11条 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者が前条の勧告に従わず、かつ、当該施設の設備又は運営が次の各号のいずれかに該当し、かつ児童の福祉のため特に必要と認められる場合は、法第59条第5項の規定により神戸市市民福祉調査委員会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
 - (1) 施設の設備又は運営が別表1の第1から第4までの項に定める基準のいずれかに適合していない場合。
 - (2) 施設の設備又は運営が別表1の第5から第9までの項に定める基準のいずれかに適合せず、かつ、著しく劣悪であると認められる場合。

- (3) 施設の設備又は運営が前各号に準ずる状態にあると認められる場合。
- 2 市長は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが 児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、法第59条第 5項の規定により神戸市市民福祉調査委員会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設 の閉鎖を命ずることができる。
- 3 市長は、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質である ときは、弁明の機会を付与し、法第59条第5項の規定により神戸市市民福祉調査委員 会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
- 4 市長は、前2項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合には、当該施設の設置者又は管理者に対し事前に「事業停止又は施設閉鎖命令に係る弁明の機会の付与について」(様式第11号)により、弁明の機会を付与しなければならない。
- 5 市長は、児童の福祉の確保のため、緊急の必要があると認められるときは、改善指導、 改善勧告、弁明の機会の付与及び神戸市市民福祉調査委員会の意見聴取の手続きを経ず に事業の停止又は施設の閉鎖を命じることができる。
- 6 市長は、「事業停止・施設閉鎖命令」(様式第12号)により、事業の停止又は施設閉鎖 命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者名及び処分の内容等について公表する。 (その他の指導)
- 第12条 前三条に規定するほか、市長は、認可外保育施設の保育内容等について助言を与 え、又はこれらの施設に勤務する職員の研修を行う等児童の福祉の向上のため必要な指 導を行う。

(証明書の交付)

- 第13条 法59条の2の規定に基づき市長への届け出が義務付けられている認可外保育施設に対して、立入調査又は改善指導結果の確認調査に基づき、市長が指導監督基準を満たしていることを確認した場合には、当該施設の設置者等(以下「設置者等」という。)に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」(以下「証明書」という。)(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設については様式第13号、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については様式第13号-2、居宅訪問型保育事業所のうち複数の保育に従事する者を雇用しているものについては様式第13号-3、居宅訪問型保育事業所のうち複数の保育に従事する者を雇用していないものについては様式第13号-4)を交付するものとする。
- 2 市長は、証明書の交付を受けた者が、交付日以降の立入調査又は改善指導結果の確認 調査に基づき、証明書交付の要件を満たさなくなったと認めるときは、証明書の返還を求 めるとともに、証明書交付台帳(様式第14号)から記載を削除するものとする。
- 3 設置者等は、証明書を紛失等した場合には、証明書の再交付を求めることができる。 なお、設置者等は、証明書の再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見したときは、 ただちに、発見した証明書を市長に返還しなければならない。

4 証明書の有効期間は、市長が証明書を交付した日から、第2項により返還を求めたときまでとする。

(情報の提供)

- 第14条 市長は、把握した認可外保育施設に関する施設の基本情報及び立入調査の結果等、 児童福祉のため必要と認める事項の情報をインターネットへ掲載する等の方法により提供するものとする。
- 2 情報提供する項目は次のとおりとする。なお、個人の居宅訪問型保育事業については (2)、(3)、(4)及び(8)の項目について省略し情報提供を行う。
 - (1) 施設の名称
 - (2) 所在地・電話番号
 - (3) 設置者名・管理者名
 - (4) 設備の規模・構造
 - (5) 事業開始年月日
 - (6) 開所時間(居宅訪問型保育事業所にあたっては保育提供可能時間)
 - (7) サービス内容
 - (8) 入所定員
 - (9) 保育従事者(うち有資格者数)
 - (10) 指導監督における指摘事項
 - (11) 証明書を交付した事実
 - (12) 施設の設置者について、過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)
 - (13) その他、児童福祉のため必要と認める事項
- 3 情報の更新は、少なくとも毎年度立入調査終了後に行うものとする。

(記録等の整備)

第15条 市長は、第3条の規定により把握した認可外保育施設について、施設ごとにその 実態、指導監督の内容等必要な記録等を整理する。

(長期滞在児についての措置)

第16条 市長は、第7条第2項第2号による報告を受けたときは、速やかに、乳児院等への入所等必要な措置をとるものとする。

附則

この要綱は、平成12年10月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。